

NPO法人運営マネジメント

➔ NPO法人と商標登録制度について

戻る

～あなたの法人が訴えられる！？～

NPO法人化を希望する皆さんが、県の認証を受け法務局に登録すると、そこで初めて「法人」として認められます。「法人」として認められるとはどういうことかについては、NPO設立セミナーで述べているとおりです。

ここでは、法人の名称やサービス名称について、「商標」という視点から考えてみたいと思います。

例を上げ説明します。「特定非営利活動法人パレアの会」や「ソニー株式会社」は「法人名（企業の場合、「商号」とも呼ばれます。）」、「SONY」は「商標」です。

形の有る物や役務つまりサービスには、その名称があります。ウォークマンをみれば、「SONY」のマークが入っていますね、これは、「商標」です。「ウォークマン」もまた「商標」です。形が無くても「クロネコヤマトの宅急便」の「宅急便」は、宅配サービスの「商標」です。

このように、自社の有形無形の商品は、「商標」として特許庁に登録することで保護が図られます。しかも全国一律にその権利が保護されます。

では、そんな商売の話を何故ここで持ち出すのか？以下は、東京の弁理士舘石光雄氏がパレアで行ったNPOマネジメントセミナー資料からの一文です。



非営利活動法人／NPO団体は、商標法の適用外と考慮される方が多いと思います。

商標は、「業として」使用されるものをいいますが、ここで「業として」とは、「社会的需要に供する一切の行為を言い、営利・非営利を問わない。」というのが通説です。

したがって、NPO団体であっても、商標法上は「業として」の範疇に含まれ、商標法の適用を受けることは営利企業と同様ということです。

業としてではないというのは、「個人的使用」をいいます。

その意味でNPO団体の皆様は、営利企業と同じ土俵で商標を論ずることになります。

将来はNPO団体同士も商標関係を調整しなければなりません。

本来、商標の使用は、「業として」が対象ですが、この業の解釈は極めて広く解釈されております。介護ビジネス、環境ビジネス、医療ビジネス、そして募金も対象となります。

本来、ネーミングは、営業識別標識であり商品識別標識としての目印として名前をつけることですが、NPOも例外ではなく、いい名前を選択しようと努力されたことと推測致します。商品の名前であり、サービス(役務=商品販売を伴わない事業→医療・介護・知識の教授)の名前であり、NPOの名前ともなります。その名前以自己の活動を世に広く知らせなければなりません。



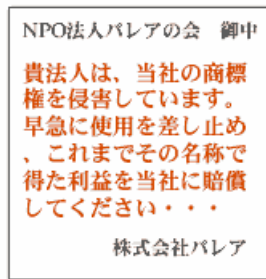
一般企業では企業理念、商品コンセプトを明確にし顧客を吸引する働きをし、消費者の信頼を獲得すべく企業・商品・サービスイメージを高めるように努力するのが一般です。

その信頼により商品販売量の増加、役務提供の増加により益々の発展をいたします(その逆の場合もございます。)

そのNPOの名前を聞けば、その活動内容を理解し、信頼感で受け入れられる、そのネーミングそのものがNPOの付加価値となるはずですよ。

[↑このページの先頭へ](#)

・・・ちょっと難しいですが、例えば、介護事業を行う「NPO法人パレアの会」があるとしたら。そして「パレアの在宅支援サービス」と銘打って事業を行っている。ところが東京にやはり介護事業を行う「株式会社パレア」があるとしたら。



株式会社パレアは、介護サービス「パレア」を商標登録し事業をしている。

「株式会社パレア」が偶然にも熊本の「NPO法人パレアの会」の存在を知る。

(偶然とはいえ、インターネット社会では、十分に考えられる話です。)

ある日「NPO法人パレアの会」に「株式会社パレア」から左のような一通の手紙が届く...

いきなりこうした文書が届くわけではありませんし、文書内容も正式には違うでしょうが、分かりやすく書けばこうなります。

「先方は東京の会社でもあり、地域が異なるし、地域福祉の向上を目指して社会貢献として活動しているのであって、悪意があるわけでもないのに・・・」という言い訳は一切通用しないということです。

[↑このページの手紙へ](#)

では何故、法務局では、法人登記できるのか？法人名の登記と商標は別物と先に述べました。**法人名の保護は、法務局管内のみ、商標は全国一律です。**また、法人名としての使用に限定されます。先の例では、「NPO法人パレアの会」として名刺、看板、封筒など限定して使用することはできますが、必ず「NPO法人パレアの会」として使用しなければなりません。「パレアの在宅・・・」と他者が商標登録している「パレア」を独立して使用できないということです。

登録商標は、現在、分野別に45類に分かれ、更に細かく分類されていますから、もしも他の分類での使用で、しかもその分類で登録されていなければ、権利侵害になることはありませんが、今回の例では同じ分類に当たったわけです。

詳しくは、NPO・ボランティア協働センターに「工業所有権標準テキスト（商標編）」（企画：特許庁、発行：社団法人発明協会）を用意しています。一部漫画も取り入れた高校生向けに作られた冊子ですから、気軽に読めると思います。また、特許庁のホームページで、簡単に登録商標を検索できるシステムもあります。

ポイントは、こうした権利保護制度があることを知らずに、**NPO法人が、安易に法人名やサービス名称をつけると、思わぬ落とし穴がある、**ということです。

商標登録は、NPO法人の場合でも、認証や法人登記のように無料ではありません。登録には、1件で9万円程度（別途弁理士費用が必要）の費用がかかります。ただでさえも資金の少ないNPO法人に、10万円は高額に思えるかも知れません。

しかし、もし先のように訴えられれば・・・。実際に、**今年県内のNPO法人で、類似のケースが発生しています。**この法人の場合、先方からの警告書送達により事態を把握し、現在先方とは良好な関係を築いて、名称及びサービス名の使用について協議していると聞いています。

この場合、先方も良識的な法人だったようですが、悪意を持った相手方もいるということを知って置いてください。商標登録は、一種の保険と考えても良いかもしれません。

NPO・ボランティア協働センターでは、知識として制度をお伝えするに留まりません。危機管理の一環として、各法人で検討いただければ幸いです。

インターネットで調べる登録商標

- ① 特許庁HPへアクセス
- ② 特許電子図書館（IPDL）トップページをクリック
- ③ 商標検索へをクリック
- ④ 称呼検索をクリック
- ⑤ 称呼検索では、「称呼」欄に調べたい名称を**全角カタカナ**で入力
- ⑥ 「区分」は未入力
- ⑦ 「類似群コード」には、「01? 02?」の要領で、「45?」まで**全て**入力
- ⑧ 検索実行をクリック

※類似商標がある場合、分類が該当するか確認してください。

◆県内での相談窓口◆

熊本県知的所有権センターでは、検索アドバイザーが無料相談に応じています。

住所：熊本市東町3-11-38 熊本県工業技術センター内（社）発明協会熊本県支部内
電話：096-360-3291 担当：松山氏